

## 令和4年監査公表第10号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年10月14日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 竹内 功治

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年8月15日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■  
■■■■

##### 2 請求書の提出

令和4年8月15日

##### 3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

#### ●令和4年8月15日付け、住民監査請求書（7枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現在の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖があるので、現在所定の方法で罷免の申立てを半田市長等に提出中ですので、現在の監査委員を相手に陳述するつもりはありません。

## 1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏と半田市副市長 山本卓美の二人。

## 2. 請求の内容

昨年の半田市長選挙で現半田市長が公約した市民一人当たり全員に2万円の地域振興券を交付する件は、その後実施されました。

この地域振興券政策を実施～効果把握するために市市民経済部産業課がついやした市職員の人件費（給与と一時金）及び諸経費計700万円を半田市長と同副市長の二人で、半田市に返金するよう請求します。半田市が市長と副市長に、弁償させよ。

そのように請求する理由は、次頁以降に記述している通りです。

## 3. 請求の理由

### (1) . 地域振興券政策の概要

半田市長 久世孝宏は、令和3年6月6日執行の半田市長選挙に立候補して、市民全員を対象に1人2万円の地域振興券を交付するとの公約等をおこなって半田市長に当選しました。

そして、同市長は、当時の市総務部長の山本卓美を副市長に指名しました。この現半田市長と現半田市副市長は、市長選時の公約を実施すべく、令和3年8月5日の半田市議会臨時会に提案をして、原案通り可決されました。

この地域振興券政策は、新型コロナウイルス拡散による経済活動の停滞への対策として、市民1人当たり2万円の地域振興券を配付し、地域経済の活性化を図る目的です。

しかし、現半田市長が昨年の半田市長選挙で市民の方々に公約をした本件地域振興券政策の本当の狙いは、税金をエサに有権者の票を買収することで、何が何でも市長選挙に当選するためであり、半田市全体を考えたものではありません（告示日前に選挙活動まで しています。）。

▲ 違法です。

このように述べる理由は、次の論拠にもとづきます。

「久世候補を全力で支持・応援していた当時の半田市長（榊原純夫）と市幹部（山本卓美他）は、「半田市役所をかえる」との公約をおこなって半田市長選挙に立候補していた堀崎純一氏に当選されると大変なこと（半田市役所が犯罪組織化されている事実が表面化してしまう。）になるからです。」

（以上の記述は、書証1. と書証4. の論拠にもとづいています。）

### (2) . 地域振興券政策の意義

市民生活は、グローバル化しています。従って、半田市を限定した本件の地域振興券政策は、時代の状況に合致していません。しかも、この政策は、1回限りであるばかりでなく、市民1人に2万円の振興券の交付は、地域の振興への寄与は一過性であることは明らかです。

新型コロナウイルスの蔓延による経済活動の停滞現象は、全国的・世界的な状況です。この為の対策は、別途政府が種々の対策をこらして行っていました。半田市独自でこの対策を行うことはありませんでした。

昨年の半田市議会での本件地域振興券議案の審議の中で、複数の市議会議員から次

の意見が述べられています。（書証 3. より）

- i. ピンポイント（生活に困っている市民）の支援が必要。
- ii. 経済効果が限定的で、予算の割に効果が低い。
- iii. 政策の必要性への根拠不明瞭、思りよに欠ける。

請求人も全く同感です。この政策の本当の目的は、前頁で述べているように、地域振興券を市民全員に交付する（税金をエサに）ことで、久世候補に投票するよう有権者にはたらきかけることであることは明らかでした。

このような政策に、意義があるはずがありません。

### (3) . 地域振興券政策の効果考察

#### ア. 定性効果に対する考察

振興券の交付をうけた半田市民全員は不労所得を得たことで一時的な好感を市長に抱くこととなります。

そして、この振興券を半田市民が使用することで売上が計上される商店・業者が市長に好感を抱くことにもなります。

このような定性効果は、一過性のものであり、振興券政策が終了（本年 4 月末）しますと、定性効果は無くなります。この政策は、持続性がありません。

（参考）本年 5 ～ 6 月以降、コロナウイルスが再び拡散し始めており、その対応で市民は大変です。

#### イ. 定量効果に対する考察（書証 1. より）

書証 1. の「イ. 地域振興券交付の半田市への経済効果」の項（5 ～ 6 頁です。）で請求人が定量効果の試算を行っています。この試算では、振興券を市民の方々が使用する方法について、かなり楽観的な前提を想定しています。その想定の内容は、次の通りです。

- ・想定 1. 市民が消費する通常の家計支出額に加え、振興券をプラス（全額）使用する市民は、全体市民の 40%とする。
- ・想定 2. 全体市民の 60%の方は、振興券 50%（1 万円）を通常の家計支出に代えて活用し、残りの振興券を通常家計支出にプラスして使用する。

請求人が前頁の楽観的振興券使用率を用いて、定量効果を考察した結果は、次の通りでした。

・地域振興券交付金予算額（書証 2. より）	2,386 百万円	A.
・券受取辞退・券不使用額（3%）	71 "	B.
・券家計通常支出にプラスして活用	1,620 "	C.
・市民の貯蓄等になる額	695 "	A - B - C.
・振興券運用諸費予算額（書証 2. より）	175 "	D.

（役務費、委託料）

#### (ア) . 考察 1. 695 百万円は、市民の貯蓄等になる。

この 695 百万円は、振興券政策の枠外になり、市民がどのように使用するかは、市民の裁量に委ねられますので、本件政策としての効果にはなりません。

#### (イ) . 考察 2. 次の理由により、振興券政策による定量効果（税収増・派生效果）は、考えられません。

商店・業者の売上増は、1,620 百万円（上記 C. です。）です。この売上増で、投

入した財政調整基金の総額（1,620 百万円+175 百万円（上記D. です。）の計 1,795 百万円）を回収することは、ありません。

通常の商取引で、粗利益率 110%を実現することは、不可能です。（1,795 百万円 ÷1,620 百万円）

(ウ) . 考察 3. 振興券の利用率について

市長は、令和 4 年 7 月号の「はんだ市報」で、振興券の利用率が 98.8%であり、政策効果があったが如く述べています。ところが、この利用率は、政策に対する定量効果とは、費用対効果の観点から、あまり関係がありません。

(4) . 市市民経済部産業課の人件費等

本件振興券政策を遂行するため令和 3 年 8 月以降、主担当の市職員を市産業課に在籍させ、この主担当職員を他の市産業課の職員がサポートしています。この為の市産業課での諸経費が発生しています。

そして、本件政策終了以降、現在もその後処理及び効果の試算・検証を行っています。ところが、この職務には、次の問題があります（書証 1. と書証 4. より）。

- ・問題 1. 振興券政策は、前述しているように半田市全体を考えたものではありません。久世候補が市長に当選するためであり、半田市役所の犯罪組織化を維持するためです。
- ・問題 2. 振興券政策は、効果があったが如くする必要のある市職員は、不正・不当な方法で政策効果成果資料を作成することになり、無駄な職務です。
- ・問題 3. 市産業課による振興券政策に関する諸職務は、本件政策そのものが元々失政であるので、不必要であった。

半田市長と同副市長は、これらの費用 700 万円を市に弁償すべきです。

4. 提出する書証（次の 4 書証です。）

- ・書証 1. 令和 4 年 6 月 16 日付け、請求人作成、市監査委員あて。  
「住民監査請求書（7 枚）」
- ・書証 2. 建設産業委員会用  
「地域振興券事業 予算明細」  
(市経済課から予算説明があり、その説明内容を添付する。)
- ・書証 3. 「久世氏の経歴（参考として）と、地域振興券政策の評価」
- ・書証 4. 令和 4 年 4 月 15 日付け、請求人作成、半田市選挙管理委員会あて。  
「久世孝宏による半田市長選挙における告示前選挙運動に対する告発状提出に関する嘆願書（5 枚）」  
(資料 1. ～ 3. を添付しています。)

以上

## 第 2 監査の請求

令和 4 年 8 月 15 日に提出された住民監査請求書（5 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の

要件を具備しているものと認め、同月 17 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 8 月 24 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を通知し、請求人は、同年 8 月 18 日に同通知を受領した。

令和 4 年 8 月 24 日に、監査委員は、同項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会に備えて待機していたが、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

また、後述、別紙のとおり、令和 4 年 9 月 12 日付け住民監査請求補充書（9 枚）の提出があり、同月 10 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

#### 2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（7 枚）」の「請求の内容」欄は、「この地域振興券政策を実施～効果把握するために市市民経済部産業課がついやした市職員の人件費（給与と一時金）及び諸経費計 700 万円を半田市長と同副市長の二人で、半田市に返金するよう請求します。半田市が市長と副市長に、弁償させよ。」と記載されている。

したがって、過去 1 年間（令和 3 年 8 月 15 日から令和 4 年 8 月 14 日まで）の地域振興券業務を担当した半田市市民経済部産業課職員の人件費（給与・一時金）について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

#### 3 関係書類の提出

監査対象部局である市民経済部産業課から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 地域振興券に関すること

① 半田市から市民への交付は、以下のとおりである。

・「ゆうパック」で交付する。

・「市役所窓口」で交付する。（「ゆうパック」での受け取りができなかった方）

・「訪問等」で交付する。（「ゆうパック」や「市役所窓口」での受け取りができなかった方の内、75 歳以上及び障がいがある方）

② 市民が利用店舗等で使用した際の報告は、必要ない。（詳細は後述の（1）④参照）

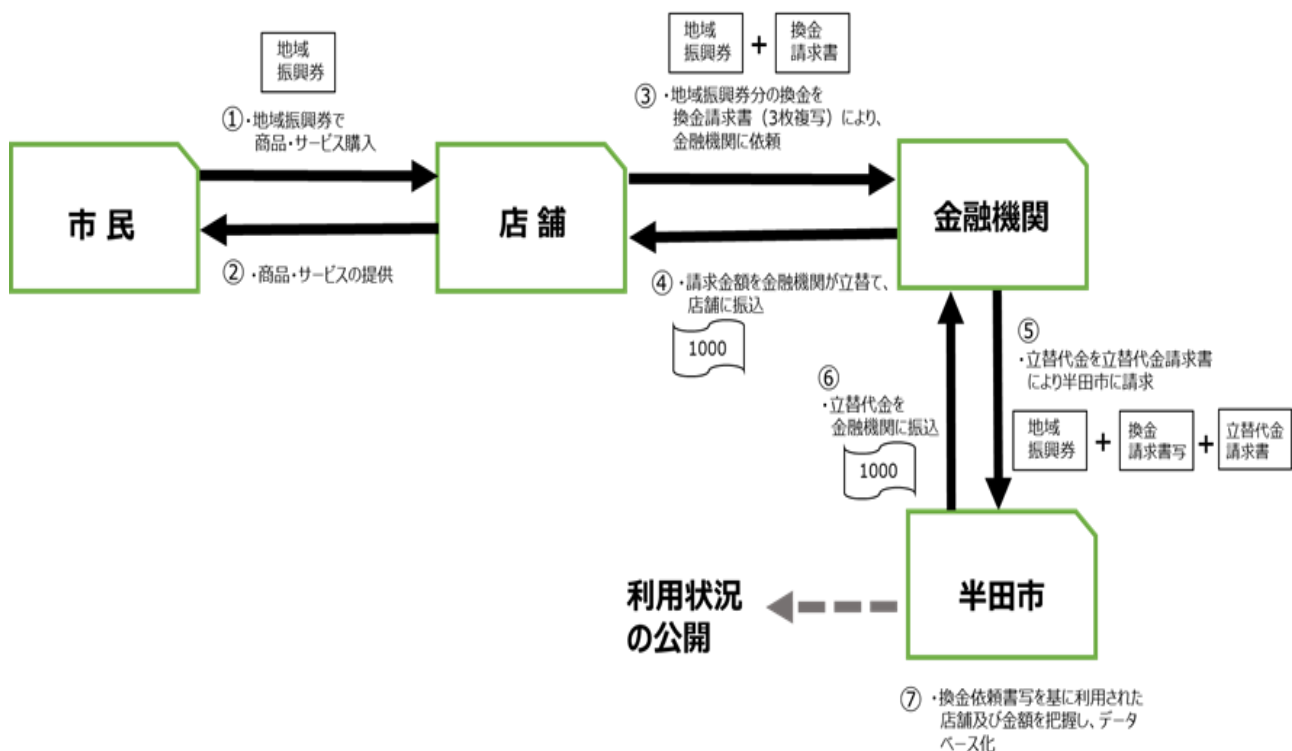
③ 利用店舗等からの報告と、利用実績の確認は、必要ない。（詳細は後述の（1）④参照）

・利用実績は、各店舗が行う「換金請求書」の集計により把握している。よって、市民が半田市や利用店舗等に報告することはない。換金請求書では、店舗名、地域振興券利用金額等を始めとして、券種別の内訳が記載されている。

・なお、換金の手続き以外で、利用店舗等が利用状況を報告することはない。

④ 利用店舗等の支払いは、利用店舗からの「換金請求書」により金融機関へ請求し、半田市が「換金請求書」を確認した上、利用店舗の指定金曜機関へ振込している。

※なお、詳細な流れは、以下のとおりである。



(2) 産業課の職員に関すること

- ① 市民経済部（市民課・産業課・観光課・環境課）の事務分掌は、半田市事務分掌条例（平成9年12月24日条例第35号）第3条第1項第3号に基づき、以下のとおり、定められている。

第3条〔事務分掌〕	
イ	戸籍及び住民記録に関すること。
ロ	産業及び労政に関すること。
ハ	消費生活に関すること。
ニ	観光に関すること。
ホ	環境保全に関すること。
ヘ	脱炭素及び循環型社会形成に関すること。

- ② 地域振興券に関する業務の担当者及び事務分掌は、以下のとおりである。

職員	事務分掌
職員A	全体統括、委託業務契約
職員B（令和3年度まで）	換金業務
職員C	参加店舗管理、利用実績集計
職員D	広報、参加店舗管理
職員E（令和4年度から）	利用実績集計

- ③ 令和3年8月15日から令和4年8月14日までの間、地域振興券業務に関する担当者の勤務状況は、以下のとおりである。

ア 担当職員全員の超過勤務時間の総延べ時間は、132時間45分である。

イ 半田市職員服務規程（昭和43年6月14日庁達第5号）第3条第3項に基づく、無断欠勤の該当者はいない。

### (3) 地域振興券事業の評価等に関すること

#### ① 市民からの主な意見等は、以下のとおりである。

地域振興券の発送時に実施したアンケートでは、回答数 221 件のうち、およそ 4 割の方が「ちょっといいもの、今までと違うコトやモノに使いたい」という回答であった。一方、およそ 1 割の方は「生活費の補填」「日常使い」に使用すると回答であった。

また、市長への手紙では、「ありがたい」という意見のほか、「今まで知らなかった半田市の美味しいお店や楽しいお店を知るきっかけになりました」や、「今年半田市に引っ越してきたが、とても住みやすくていい町だと思いました」などの意見があった。

#### ② 利用店舗からの主な意見等は、以下のとおりである。

売上状況を見ると、全体として対売上前年比を上回り、地域振興券が売上アップに貢献したといえる。

利用率の高かった初動時期は、地域振興券が売上増加の直接的な要因となった。一方、令和 4 年 2 月以降は、地域振興券の利用率が下がったものの全体売上は前年を上回っており、地域振興券利用が来店促進・購買促進として貢献したことで、期間全体における売上アップに大きな影響を与えたと考えられる。

独自の販売促進活動との相乗効果により、毎日利用いただける方もいた。

#### ③ 効果検証等は、以下のとおりである。

市民、参加店舗からのアンケートを実施・集計及び分析を行った。

また、経済波及効果、プレミアム付商品券事業との比較、地域の経済動向等を含めて、半田市地域振興券事業の総評を取りまとめ、「半田市地域振興券事業 事業効果検証報告書」を作成し、令和 4 年 8 月 23 日に半田市ホームページや報道機関等を通じて、広く公表している。

## 第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

### 1 地域振興券事業の実施について

令和 3 年 6 月 6 日に執行された半田市長選挙において、候補者が掲げた公約であり、その候補者が当選を果たしている。公約の実現に向けて、令和 3 年 8 月 5 日に開催された「令和 3 年度第 6 回半田市議会」において、法第 218 条第 1 項に基づく、地域振興券事業に係る歳入歳出補正予算案を上程し、法第 96 条に基づき、半田市議会は議決し、可決承認している。

### 2 地域振興券事業の目的について

コロナ禍の影響を受け、疲弊した市内経済をしっかりと回し、市民全員でまちの活気を取り戻すための地域活性化策として、市民一人当たり 2 万円の地域振興券を配付するものである。

### 3 地域振興券事業の検証等について

市民、参加店舗のアンケート実施・集計及び分析を行った。また、産業構造の把握や生産技術構造や産業間の取引の態様を明らかにし、表から算出される各種係数を利用することにより、様々な経済波及効果の分析が可能となる愛知県民文化局県民生活部統計課（統計分析グループ）が推奨している「愛知県産業連関表分析ツール」を活用し、経済波及効果の分析も行った。上述の分析結果等も踏まえ、「半田市地域振興券事業 事業効果検証報告書」を作成し、令和 4 年 8 月 23 日に半田市ホームページや報道機関等を通じて、広く公表している。

### 4 地域振興券事業の結果等について

地域振興券事業は、「コロナ禍の影響を受け、疲弊した市内経済をしっかりと回し、市民全員でまちの活気を取り戻す」ことを目的に実施し、市民、事業者等の協力の下、一定程度の消費の底上げにより、地域経済の下支えとなったほか、市民にとっての生活支援にもつながった。

#### 5. 産業課職員の超過勤務について

通常業務のほか、地域振興券業務を兼務しており、担当職員（5名）全員で述べ132時間45分の超過勤務をしている。

#### 6. 産業課職員の勤務状況等について

地域振興券担当職員（5名）は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項に基づく懲戒免職を受けておらず、正当な理由もなく勤務を欠いた事実もない。全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、公正な職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念している。また、配属されている産業課の業務を兼務していることから、一時的に超過勤務が増加しているが、効率的及び経済的に業務を執行し、勤務状況に全く問題はない。

## 第5 判断

### 違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 地域振興券事業は、令和3年6月6日に執行された半田市長選挙において、候補者が掲げた公約であり、その候補者が当選を果たし、市長に就任している。市長は、公約の実現に向けて、令和3年8月5日に開催された「令和3年度第6回半田市議会」において、法第218条第1項に基づく、地域振興券事業に係る歳入歳出補正予算案を上程し、法第96条に基づき、半田市議会は議決し、可決承認している。よって、地域振興券事業に関する予算の執行に当たり、承認の過程は、適正に手続きが行われている。
- 2 地域振興券担当職員（5名）は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項に基づく、懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない。なお、配属されている産業課の業務と兼務していることもあり、一時的に超過勤務時間が増加しているが、効率的及び経済的に業務を執行している。

「半田市職員の給与に関する条例（昭和29年3月30日条例第12号）」第4条第3項では、「任命権者が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。」と規定されている。懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない職員に対して、「半田市職員の給与に関する条例」に基づく、給与等を支給することは、当然のことである。給与等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成20年3月28日訓令第5号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、市民経済部産業課職員の給与等の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

## 第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上



●令和4年9月12日付け、住民監査請求補充書（9枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法 242 条の規定に則って、令和4年8月15日付けの「住民監査請求書（7枚）」と題する文書に、以下の内容を補充します。今回本補充書を提出することについては、監査委員事務局と請求人との間でやり取りした書証 5. と書証 6. に基いています。

1. 半田市による地域振興券事業は、すでに国が失政経験している。

新型コロナウイルス対策として、昨年国が国民全員に支給した特別定額給付金 1 人 10 万円の政策は、実施後某銀行がウェブで、その用途アンケートを実施しており、次の結果でした。（複数回答あり方式です。）

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1 位 貯金した。   | 42.7% |
| 2 位 食費に使う。  | 35 "  |
| 3 位 日用品をかう。 | 29 "  |

上記のアンケート結果から、国は上記の政策に対し、「鬼門」であると反省をして、一律給付金には慎重になっています。

半田市の地域振興券は、金券（商品券）を交付していますが、単に現金に変るもので給付金と同一です。

市民は、現金で支払っていた買物を振興券で支払うことになり、その部分は、預貯金（市民の懐）したと同様になります。

2. 半田市での新型コロナウイルス感染者数の推移

以下のデータは、半田市公式ホームページから引用しました。

- ・令和2年9月～令和3年7月の間 約 100 人／月が感染。
- ・令和3年8月～同年9月の間 250～580 人／月が感染。
- ・令和3年10月～同年12月の間 20 人／月以下に減少。
- ・令和4年1月～同年5月の間 900～2,000 人／月に増加。

（参考：県が1月21日～2月13日の間、まん延防止等重点措置する。）

- ・令和4年7月～同年8月の間 4,000～6,000 人／月に大増加。

そして、半田市の地域振興券の利用期間は、令和3年11月1日から令和4年4月30日の6か月間です。

3. 半田市民がコロナ感染の影響をあまりうけなく活動できた時期。

上記 2. のデータから、半田市民がコロナをあまり気にすることなく活動できた時期は、次の期間でした。

令和3年10月1日～令和4年1月20日ごろの間です。

（券交付の1か月前です。） （県のまん延防止措置の前日までです。）

4. 地域振興券の利用率について。

交付された 98.8% が買物として利用されていました。そして、上記の 3. の期間（令和3年11月1日～令和4年1月20日）に振興券を利用した率は、約 60% 以上（2 / 3）でした。

## 5. 半田市の地域振興券事業の問題点

- ・問題 1. 市民の生活は、グローバル化しており、半田市内のみを活性化しても、その効果は限定的です。
- ・問題 2. 6 か月間の限定的事業であり、持続性がありません。  
(例えば、有効求人倍率、知多半島の景気動向です。)
- ・問題 3. 市民一人当たり 2 万円の券交付で、半田のまちの活気を取り戻すことはできません。  
半田市の経済規模にマッチしません。
- ・問題 4. 券交付の約 30%は、市民の貯金になります。  
(注)、下記。 (前述した、国の給付金で、すでに経験済みです。)
- ・問題 5. 振興券事業の本当の目的は、久世候補を市長にすることで、半田市役所の犯罪組織化を維持するため、有権者をそそのかす狙いです。
- ・問題 6. 中小店舗中心の地域活性化は、時代おくれです。日本の労働生産性が先進諸国の中で低くなりつつある原因は、日本は中小企業の比率が他の先進国より高いためです (効率が低い)。  
中小店舗を集約あるいは減らすことがこれからの本当の政策課題です。

次頁では、上記の問題 4. について、半田市が作成した「半田市地域振興券事業効果検証報告書」に記載されている諸データを引用して、その論拠を示します。

## 6. 券交付の約 30%は、市民の貯金になる。

市民 (国民) の給料 (含、一時金) は、約 10 年間増加していません。

従って、多くの市民の方々は、より効率的な消費支出に心掛けます。交付をうけた振興券は、市民の生活のための消費に活用する行為は、正常であり、健全な方法です。

このような市民の消費傾向が、「半田市地域振興券事業効果検証報告書」に記載されているデータにも表われています。

(1) . 「令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月」と「令和 3 年 11 月～令和 4 年 3 月」との売上高の変化に対するアンケート結果より。(振興券利用期間時の変化です。)

- ・売上が増加した 29%
- ・ " 減少した 26 " → この内数として、振興券を事前の現金に換えた分があります。
- ・ " 変化なし 40 " → 内、66%の店が現金が振興券に置き換わったのみ、と回答しています。 → 全体の 26.4%になります。 (40%×0.66)  
この件について、半田市の効果検証報告書では、次頁のような勝手判断をしています。

(2) . 「コロナ前に比べ令和 3 年 11 月前 (振興券利用前) の売上高の変化に対するアンケート結果より」 → コロナの影響が高い最悪時です。

- ・売上が増加した。 9%
- ・ " 減少した。 67 "
- ・ " 変化なし。 23 "

<半田市は、次の判断を行っています。>

前頁のアンケート結果の (1) . と (2) . の比較での判断です。

振興券利用期間 (1) . は、(2) . に比べ売上の増加比率は 9%→29%に増加している。さらに、売上の減少比率は、67%→26%に減少している。

従って、振興券交付による成果が出ていると半田市は判断しています。

(3) . 上記の半田市の判断には、次の検証不足があり、正しくありません。

<問題> (2) . のアンケート結果は、コロナの影響により売上が最悪に低下していた時の回答です。

そして、(1) . のアンケート結果は、コロナが落ち着いた時期であった令和3年11月～令和4年1月上旬が含まれており、振興券交付に関係なく売上がコロナ前の状況に回復しつつあったので、上記の結果になっている要素があります。

さらに、令和4年1月下旬から同年4月30日の間も、令和3年11月以前のコロナの影響による売上が最悪に低下していた時期に較べ、コロナ対策等も進み売上減の影響はやわらいできています。

従って、上記の半田市の判断は、検証不足です。(次頁の8. の項に、その内容を記述しています。)

#### 7. 振興券交付に対する店舗等の感想について

‘期待以上であった’と回答した店舗が42%でした。

一方で‘効果なし’と回答した店舗が20%います。

そして、‘どちらでもない’と回答した方が47%おられます。

中小店舗を中心に実施した振興券交付に対して、このような回答結果です。この政策には、各店舗が支持したとは言えません。特に、券の扱いで、雑多な負荷がコスト増になった等、の課題も原因です。

#### 8. 利用実績等(効果検証報告書の21頁)について考察。

半田市は、「利用実績等」として、次の報告を行っています。

ところが、半田市は、このデータについて全く検証、分析をしていません。

	(券利用率)	(全体売上前年比)	(券抜き売上前年比)
・令和3年11月	<u>25.9%</u>	131.9%	<u>97.7%</u>
・ " 12月	<u>22.0</u>	117.1	<u>91.4</u>
・令和4年1月	<u>14.9</u>	115.8	<u>98.5</u>
・ " 2月	11.4	123.1	109.1
・ " 3月	8.0	123.2	113.4
・ " 4月	12.6	131.9	115.2
(平均	16	123.7	103.9)

上記の利用実績等から明確に分かることは、振興券の利用率が高かった令和3年11月、同12月と令和4年1月の振興券抜きの売上前年比が、それぞれ97.7%、91.4%、98.5%と前年同月売上が100%未満になっていることです。

このことから、市民が商品等を購入する際に、これまで現金で支払っていたものを振興券に置換えて支払っていることが分かります。

このような振興券の活用は、振興券を利用できる全ての期間で、市民が自己防衛をする目的で家計を維持しているものと思われます。市民の収入(給与)が長い間増加していないためです。

半田市民の多くは、まちの活気を取り戻すため、地域活性化を推進するとの考えはあまりなく、自身の家計をより効率的に維持する方が大切なのです。あたりまえのことです。

市政の施策は、売り手側と買い手側を総合的にその有意性を充分検討しなければいけません。  
今回の施策は、売り手を中心に実施されており、欠陥施策でした。

9. 半田市が主張する経済波及効果は、机上の空論です。

半田市は、地域振興券事案が失政であった事実を正当化するため、愛知県産業  
連関表分析ツールを悪用することで、経済波及効果を算出していますが、この手法は実質性を伴  
わない机上の空論です。

そのような手口を使って、市民をそそのかしています。

請求人が、そのように述べる理由を以下に記述します。

(1) . 半田市が計算した経済波及効果

i. 直接効果	2,336 百万円	振興券利用総額を効果にしている。
ii. 1次波及効果	822 "	粗付加価値と雇用者所得分。
iii. 2次 "	997 "	" と " 。
総合効果	4,154 "	i. ~ iii. の合計 (1.779 倍)
(雇用誘発数	501 人)	4,154 ÷ 2,326

(2) . 上記 (1) . の問題点

ア. 直接効果を振興券利用総額を用いている。

すでに前述しているように、振興券交付分の 30%以上が市民の貯金（懐）に変わっていま  
す。この分は効果にはなりません。明らかに虚偽です。

イ. 波及効果は、机上の空論です。

波及効果の理論は、行政の政策を正当化するために用いる手法であり、この効果はその実  
態・実在性をフォローできませんので、机上の空論です。

(例えば、市民が1万円の消費をすると、その経済効果は、17,790円になると主張している  
のと同様で、全く信用することはできません。)

ウ. 愛知県産業連関分析ツールを転用した問題。

- i. この県の分析ツールを構築した目的と半田市の地域振興券政策の目的は、同一ではありません。
- ii. 県の産業構造と半田市の産業構造は同一ではありません。
- iii. 県の分析ツールをそのまま使用すると、半田市以外の市町村で発生する波及効果が半田市の効果とされる部分が生じます。

上記の i. ~ iii. の問題があり、本事案に対する波及効果を正しく把握するには、本事案  
用の分析ツールを開発する必要があります。半田市は、真の分析をさけています。

エ. 半田市の経済効果は、一過性である。

波及効果、直接効果、雇用誘発数の全ての効果は、今回限りの一過性であり、その持続  
性はありません。(焼け石に水です。)

10. まとめ

以上の 1. ~ 9. の各項で述べているように、地域振興券政策の目的とされている「疲弊した  
市内経済をしっかり回し、市民全員でまちの活気を取り戻すための地域活性化策である。」は、後  
付けの目的で市民をそそのかしているのです。

この政策は、久世候補を市長に当選させる目的で、貴重な税金を悪用したものであり、税金を  
私的利用したにすぎません。

半田市役所作成の事業効果検証報告書は、その報告書作成作業そのものが失政を正当化するための無駄作業でした。

11. 提出する書証（次の書証5. ～6. です。）

・書証5. 令和4年8月19日付け、監査委員事務局作成、請求人あて、  
「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会に伴う、通知について（連絡）」

・書証6. 令和4年8月20日付け、請求人作成、監査委員事務局あて、  
「令和4年8月19日貴発信文書への回答書（その2）」

・「半田市公式ホームページ」の情報を引用した証拠は、次です。

i. 「新型コロナウイルス感染症特設ページ」より引用した証拠は、'半田市の感染者数の推移グラフ'の情報です。

ii. 「半田市地域振興券事案事業効果検証報告書」（令和4年8月）

上記の i. と ii. の情報は、「提出する書証」として提出しませんので、半田市公式ホームページを参照して、確認願います。

・インターネットから収集した情報を引用した証拠は、次です。

i. 昨年、国が国民全員に支給した特別定額給付金 10 万円についての使途アンケート結果とその評価について。

（某銀行がウェブでアンケートした結果と、その評価です。）

上記の i. についても、「提出する書証」として提出しませんので、インターネットで確認して下さい。

以上.